

野田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）第34条第1項の規定により、寄附金の納入事務について次のとおり指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項及び野田市会計事務規則第34条第2項の規定により告示します。

令和7年3月19日

野田市長      鈴木      有

1 指定納付受託者の名称、住所

名称    株式会社カルティブ

住所    神奈川県横浜市西区高島 2-19-12 スカイビル

2 指定をした日

令和    7年    2月21日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

企業版ふるさと納税に係るインターネットを利用して納付される寄附金

4 指定納付受託者に納付させる期間

令和7年2月21日から契約期間満了の日まで